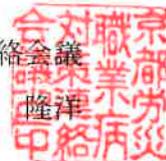


2016年12月6日

京都労働局局长
井内 雅明 殿

京都労災職業病対策連絡会議
会 長 河 口



働くもののいのちと健康・安全を守る要請書

貴職におかれましては、日頃より労働行政の円滑化をはかり、労働者のいのちと健康を守るために尽力されていることに敬意を表します。

しかしながら、長時間過重労働と過酷なノルマ、パワーハラスメントによりメンタル疾患を罹患した労働者、ケガ、疾病による休職が原因で雇用を打ち切られる若者など、悲痛な相談が私たちの相談窓口にも日々寄せられています。

このように労働者の健康実態は一向に改善されておらず、深刻さをますます増しています。長時間過重労働と過酷なノルマ、パワーハラスメントによりメンタル疾患を罹患した労働者、ケガ、疾病による休職が原因で雇用を打ち切られる若者など、悲痛な相談が私たちの相談窓口にも日々寄せられています。労働によって健康が損なわれ、いのちが奪われること、労働の現場にメンタルヘルス不全の原因を蔓延させるなどということは決して許されることではなく、なんとしても防がなければなりません。

京都における働くもののいのちと健康を守る為、労働行政がより一層大きな役割を果たされることを求め、以下の通り要請します。

1. 職場のメンタルヘルス対策について

(1) 「ストレスチェック制度」について

ストレスチェック制度の導入と推進に対する、京都労働局の取り組みと課題を明らかにすること。

- ① 対象事業所への働き掛けについて
- ② ストレスチェック実施状況の集約方法について
- ③ 今後の予防対策に対する活用について

(2) いじめ・ハラスメントの防止に関する京都労働局の取り組みについて

2. 災害防止、健康障害予防の課題について

(1) 過重労働による健康障害発生の実態と防止対策について

- ① 過重労働解消キャンペーンの取り組みと結果を明らかにすること
- ② 過重労働撲滅特別対策班が調査した、電通京都支社の結果を明らかにすること

(2) 第12次労働災害防止対策推進計画における、腰痛予防対策の推進状況と課題を明らかにすること

3. 労災認定に関わる問題について

(1) 平成28年度(9月末現在)の京都労働局管内における脳・心及び精神障害の労災請求件数と認定件数の状況を明らかにし、京都労働局としての意見を示すこと。

(2) 精神障害等に係る認定基準について

① 心理的負荷については、本人にとってのレベルを重視して判断すること。

② 精神障害発症後の「出来事」について、「特別な出来事」に限らず、その後の増悪要因として評価すること。また、発症日については増悪、寛解など受診歴に応じて主治医から病状を聴き取り判断すること。

③ パワーハラスメントの概念・行動類型を、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」にそってまとめ、認定基準に反映させること。

(3) 脳・心、精神事案においては、時間管理を怠っていた事業所で発生した場合は、労働時間数が明確にならない場合は、使用者責任の観点から請求人の主張を採用すること。

4. 総合労働相談について

(1) 労災に関する相談件数を明らかにすること

(2) 上記の相談に関する受け皿及びその後の対応を示すこと

(3) メンタル不調者など医療的ケアが必要な相談者への対応を明らかにする事

5. 過労死防止白書に関し、行政として今後の施策の見解を示すこと

6. 京都における労働行政の充実・強化について

(1) 多大な課題を適正・迅速に遂行するために、京都労働局の抜本的な体制強化をはかり、労働行政の充実化をはかること。

(2) 各労働基準監督署、京都労働局職員の削減や監督署統合は行わず、増員を実施すること。

(3) 労働局・監督署における職員(パート・嘱託職員を含む)が、労働者保護の立場で責務を果たす力量を備えるよう教育・学習を重視すること。

(4) 働くものに関わる諸権利に責任を持つ為、国の責務として体制を堅持すること。

以上